芦別市ふるさと応援寄附金事業事務取扱要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、ふるさと納税制度を利用し、本市に納入されるふるさと応援寄附金、寄附者に対して贈呈する返礼品及び当該返礼品取扱事業者に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ふるさと納税　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３７条の２及び第３１４条の７の規定に基づき、寄附金税額控除が適用される寄附をいう。

⑵　寄附者　本市に対してふるさと納税をした者をいう。

⑶　寄附金　寄附者から納入されたふるさと応援寄附金をいう。

⑷　返礼品　寄附者に対して贈呈する物品又は役務をいう。

⑸　返礼品取扱事業者　返礼品の生産、製造、加工、販売又は役務の提供を行う者をいう。

⑹　ふるさと納税ポータルサイト　インターネット経由で、ふるさと納税による寄附を申し込む際の窓口となるウェブサイトをいう。

（ふるさと納税の申込み）

第３条　本市に対してふるさと納税をしようとする者は、芦別市ふるさと納税寄附申込書（別記第１号様式）を提出するものとする。ただし、ふるさと納税ポータルサイトを経由して、本市に対してふるさと納税をしようとする者については、この限りでない。

（寄附金の使途の指定）

第４条　本市に対してふるさと納税をしようとする者は、寄附金の使途について、あらかじめ次のいずれかの事業を指定できるものとする。

⑴　健康と命を守る事業

⑵　子ども・子育て支援事業

⑶　活気あるまちづくり事業

⑷　「星の降る里あしべつ」を応援する事業

２　前項の規定による事業の指定がない場合は、市長が寄附金の使途を決定するものとする。

３　第１項各号に掲げる事業のほか、市長が特に推進すべきとする事業について、期間を定め、寄附金の使途として定めることができるものとする。

（寄附金の収納等）

第５条　市長は、ふるさと納税の申込みがあった場合は、次に掲げるいずれかの納入方法により寄附金を収納するものとする。

⑴　払込取扱票による納入

⑵　ふるさと納税ポータルサイトを経由したクレジットカード決済、マルチペイメントサービス等による納入

⑶　市の窓口への現金持参による納入

⑷　その他市長が認めた方法による納入

２　市長は、前項の規定により寄附金を収納したときは、寄附金受領証明書（別記第２号様式）を当該寄附者に交付するものとする。

（返礼品の贈呈）

第６条　市長は、寄附者（本市に住所を有しない者に限る。以下この条において同じ。）から寄附金を受領したときは、寄附額に応じ返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品を辞退する場合はこの限りではない。

２　前項の返礼品の贈呈については、返礼品取扱事業者に依頼するものとする。

（返礼品取扱事業者の登録）

第７条　返礼品を取り扱おうとする者は、芦別市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書（別記第３号様式）により、市長に申請し、返礼品取扱事業者として登録を受けなければならない。

２　返礼品取扱事業者は、次に掲げるいずれにも該当するものでなければならない。

⑴　市内に事業所等を有し、生産、製造、加工、販売若しくは役務の提供を行っている、又は市外に事業所等を有し、本市の地場産品の製造、加工、販売等を行っていること。

⑵　第９条第２項各号に規定する返礼品の要件を満たしているものを提供することができること。

⑶　返礼品の生産、製造、加工、販売又は役務の提供について、法令等に違反していないこと。

⑷　返礼品について、適正な品質管理等に努め、自らの責任において提供することができること。

⑸　暴力団（芦別市暴力団排除条例（平成２４年条例第２２号。以下「排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者（排除条例第６条第１項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

⑹　市税等の滞納がないこと。

⑺　寄附者の個人情報の取扱いを厳重に行えること。

３　市長は、第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、芦別市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録（不登録）決定通知書（別記第４号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（返礼品取扱事業者の登録内容の変更）

第８条　返礼品取扱事業者は、前条第３項の規定により登録を受けた内容を変更しようとするときは、芦別市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録内容変更申請書（別記第５号様式）により、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、登録内容の変更の可否を決定し、芦別市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録内容変更承認（不承認）決定通知書（別記第６号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（返礼品の登録）

第９条　返礼品を取り扱おうとする者は、取り扱おうとする返礼品について、芦別市ふるさと納税返礼品登録申請書（別記第７号様式）により、市長に申請し、返礼品として登録を受けなければならない。

２　返礼品は、次に掲げるいずれにも該当するものでなければならない。

⑴　地方税法第３７条の２第２項第１号及び第３１４条の７第２項第１号の規定に基づく総務大臣が定める基準並びに物品又は役務に類するもの等の基準（平成３１年総務省告示第１７９号）第５条に規定する基準を満たす物品又は役務であること。

⑵　品質及び数量において、安定した供給を見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内において、安定した供給が見込めるものであること。

⑶　返礼品が飲食物の場合においては、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。

３　市長は、第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、芦別市ふるさと納税返礼品登録（不登録）決定通知書（別記第８号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（返礼品の登録内容の変更）

第１０条　返礼品取扱事業者は、前条第３項の規定により登録を受けた内容を変更しようとするときは、芦別市ふるさと納税返礼品登録内容変更申請書（別記第９号様式）により、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、登録内容の変更の可否を決定し、芦別市ふるさと納税返礼品登録内容変更承認（不承認）決定通知書（別記第１０号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（返礼品取扱事業者又は返礼品の登録の辞退）

第１１条　返礼品取扱事業者は、返礼品取扱事業者又は返礼品の登録を辞退しようとするときは、芦別市ふるさと納税返礼品取扱事業者・返礼品登録辞退届出書（別記第１１号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、既に贈呈の依頼を受けている返礼品のうち、贈呈が完了していないものについては、全て贈呈しなければならない。

（返礼品取扱事業者又は返礼品の登録取消し）

第１２条　市長は、返礼品取扱事業者が、第７条第２項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき、返礼品が、第９条第２項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めたときその他市長が必要と認めたときは、当該返礼品取扱事業者又は返礼品の登録を取り消し、芦別市ふるさと納税返礼品取扱事業者・返礼品登録取消通知書（別記第１２号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は、返礼品取扱事業者に生じた損害の責を負わないものとする。

（事業の委託）

第１３条　市長は、ふるさと納税事業の効率的な運営を図るため、ふるさと納税事業に係る事務のうち、必要と認めるものについて、民間事業者に委託することができる。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この要綱の規定による返礼品取扱事業者の登録の申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。